愛知地方最低賃金審議会

第2回 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和6年10月1日(火) 午後2時00分~午後5時00分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館2階 北大会議室

出席者

(公益代表委員) 長谷川部会長、小野木部会長代理、水野委員

(労働者代表委員) 松下委員、小松委員、船戸委員

(使用者代表委員) 古閑委員、佐藤委員、竹内委員

(事務局)高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、名倉課長補佐、 佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、丹下賃金調査員

議 題 (1) 令和6年度愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正について

(2) その他

議事

〇佐藤賃金指導官

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、第2回愛知県輸送用機械器具製造業最低賃 金専門部会を開催いたします。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1 からNo.5、それから使用者側の資料 1 と 2 を御用意させていただいております。御確認いただいて不足がありましたらお申し出いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日配付しました資料のうちNo.5 が新たに作成したもので、No.1 からNo.4 は前回配付したものになりますのでよろしくお願いしたいと思います。

また、本日の専門部会は公開となっておりますが、傍聴の希望がありませんでしたので併せ て御報告させていただきます。

それでは、以降の議事進行を長谷川部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいた します。

〇長谷川部会長

皆さん、こんにちは。

ただ今より第2回愛知県輸送用機械器具製造業専門部会を始めます。事務局は委員の出欠状況を御報告ください。

〇佐藤賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名の委員全員が御出席、労働者代表委員は3名の委員全員が御出席、使用者代表委員は3名の委員全員が御出席となっております。委

員定数9名中9名が御出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数、全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席を満たしておりますことを併せて御報告いたします。以上です。

〇長谷川部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしている旨の報告がありました。

それでは、議事を進めたいと思います。議題(1)「 令和6年度愛知県輸送用機械器具製造業 最低賃金の改正について」に入ります。

資料について事務局から説明をお願いいたします。

〇平井賃金課長

本日配付させていただいた資料のうち資料No.1から資料No.4 は、第1回専門部会において配付しましたNo.1 委員名簿、No.2 申出書の内容等一覧、No.3 最低賃金引上状況等の推移令和6年度、No.4 総括表を改めて配付しております。

新たに配付した資料No.5 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金引上げに伴う影響について簡単に御説明いたします。この表は、資料No.4 総括表をもとに作成したものです。一番上の欄は現在の特定最低賃金の1,028 円です。特定最低賃金プラス72 円まで1円刻みで記載し、それぞれの階級の引上額、引上率、影響率、影響労働者数、対地賃比(地域別最賃比)を一覧にしたものです。対地賃比は、本日10月1日発効の1,077円に対する比率としています。また、地賃1,077円、現在の特賃額1,028円の欄に色をつけて表記しております。説明は以上です。

〇長谷川部会長

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対して、何か御質問はありますでしょうか。

(特になし)

〇長谷川部会長

よろしいでしょうか。

それでは次に進みます。前回の専門部会では、労使双方から基本的な意見表明をいただいて おります。

労働者側からは72円、使用者側からは50円の引上額の具体的な提示がありました。労使双方の金額には22円の開きがあります。本日は改正金額を含め、改めて現時点での労使各側のお考えを伺いたいと思います。

また、資料がある場合はその資料についても説明を加えてお願いいたします。さらに参考人からの意見聴取の御予定がある場合は、その意見の中で申し出てください。

まず労働者代表委員、改めての意見表明をお願いします。

〇松下委員

労側を代表して意見を述べさせていただきたいと思います。

基本的には今日は資料がないということなので、先回の主張どおりということになります。輸送、自動車の持続的発展を目指して特定最賃は必要だというスタンスから観点としましては、労働分配率を付加価値に見合ったものにしていくために 1,100 円の設定をお願いしたいというものです。

ここから先は本日の論議だと思いますけれども、労使で話し合って決めていくものですので、まず我々の主張がどこまで使側に伝わっているかというところをお聞かせ願いまして、その中できっと論点は適正取引だと理解しておりますので、何が起こっているのかというところまで教えていただければ、そちらの解決に向けて話し合いながら合意どころを探していきたいと思っております。さらに参考人招致の予定はありません。

〇長谷川部会長

はい、わかりました。

続きまして、使用者側代表委員にまずお願いをすればよろしいですか。

〇松下委員

はい。

〇長谷川部会長

では、その流れでいきますけれども、使用者側代表委員お願いいたします。

〇古閑委員

使用者側も前回と同じような主張になりますので変わりはございません。

第1回の時に景気の状況とか価格転嫁の状況という話で資料の提示を求められましたので、その点で参考資料がありましたので今日この場で簡単に説明したいと思います。

まず、資料ページ 1、8月の中小企業月次景況調査ということで、こちらはうちの上部団体、全国中小企業団体中央会が毎月調査しているものになっています。内容については 3ページ目を開いていただくと、各種いろいろな調査をしているんですけれども、特にこの売上高について御説明させていただきます。この8月の売上高については、全体としては上昇したということになっています。ただこれを製造業と非製造業に分けると、製造業の方は悪化したと、非製造業は上昇というようになっています。DI値ですけれども、特に大きく悪化した業種と

いうところで 5 から 10 ポイントのところに輸送機器が入っています。下の表を見ていただくと製造業の輸送機器のところですね、6 年 8 月ですけれどもマイナス 13.6 ということで、車の関係でどうしても認証不正問題とかいろいろあったということでずっと 5 月からマイナスが続いているような状況になっています。

4ページ目を見ていただくと収益の状況になります。収益状況も全体としては悪化となっています。また、製造業と非製造業に分けると製造業は悪化、非製造業は不変となっています。DI値は大きく悪化した業種として、10ポイント以上悪化したところに輸送機器が入っております。あと下の表を見ていただくと輸送機器ですけれども、8月のところがマイナス 29.6ポイントということで、もう昨年の8月からずっとマイナスの状況で、なかなか収益の状況も伸びていないということがここで伺えるかと思っております。

続きまして別の資料を見ていただきたいんですけれども、毎年うちで労働事情実態調査という調査をしています。集計は出ているのですが、まだ報告書ができていないので、表のような形になっています。毎年7月に1,500の事業所に対して調査をしています。今回、760事業所から回答がありました。回収率としては50.6%となっています。各種いろいろな調査をしていますが、この中で価格転嫁のことがありましたので、その部分を一部抜粋して載せてあります。また、一部景況の状況というか、経営上の課題とかを今回一緒に載せさせていただいています。

2ページ目を見ていただくと、経営上の課題や問題が出てきます。特に機械器具のところですね、黄色に塗ってあるところがあります。表が2段になっていますが、上の段が事業者の数、下がパーセント率になっています。一番多いのが人材不足ということで、質の不足というところになっています。技術者、経験者が少ないという状況が伺えます。あと二番目に多いところは光熱費・原材料・仕入品の高騰というところで42.4%となっております。三番目は人件費の増大というところで36.4%となっております。先回のとおり、なかなか企業経営が厳しいということで光熱費、原材料という話をさせていただいたのがこちらの資料からも伺えます。

次に価格転嫁のところですけれども3ページ目になります。こちらが価格を引上げたかどうかということになるんですけれども、機械器具のところですねここも黄色で塗ってありますが、まず価格を引上げた、実現したというところが30.3%でありました。次に価格引上げ交渉中というところが42.4%でありました。あともう一つがこれから価格引上げの交渉を行うというところが3%でありました。この3つの回答があったところが、次の4ページ目、具体的にどのような内容で価格転嫁をしたかというところになります。同じく機械器具のところですけれども、原材料の転嫁ができたまたは今後行う予定というところは36%、利益分人件費の引上げ分の転嫁を行ったまたは行う予定というところは36%、利益分

の転嫁を行ったまたは行う予定というところは32%でありました。

次に 5 ページ目になります、価格転嫁率の機械器具ところです。10%未満のところが 40%、10%から 30%未満のところが 50%ということで、ほぼ 9 割の方が 30%未満の転嫁率となっております。

価格の転嫁も人件費の交渉もなかなか上手く進んでいないような状況と、あと 利益分の確保もできていないような状況もこちらの表から伺えますので、こうい った状況から、我々も慎重に今回の特賃については検討していきたいと考えてお ります。以上です。

〇長谷川部会長

はい、ありがとうございます。

いま双方から御意見、お考えを示されました。いまここでお互いに確認したいこと、御質問 等がありましたらお願いいたします。

〇船戸委員

はい。

〇長谷川部会長

はい、どうぞ。

〇船戸委員

船戸です。まずは資料も御用意いただきまして細かく御説明いただきまして、本当にありが とうございます。

前提として我々労側もこの産業を良くしていきたいというところで、理解を深めさせていた だきたく述べさせてください。

いま価格転嫁の状況を御説明いただいて、特に5ページ目、一番最後の黄色の網がかったところです。機械器具が全体の9割程が10から30%未満の転嫁率というところ、理解いたしました。一方でこれから交渉転嫁を行う予定だという今後の見通しも少しイメージを彷彿させていただいたんですけれども、これがどのくらいのタイミングでどれくらい引上げようとして価格転嫁率を上げていただく取組みというのを、解決見込みではないですけれどもこれからの進捗具合を伺えたらと思います。逆にどうにもこうにもこの先進むことが難しくて、何かハードル、お客様との発注元との取引の中でハードル等があれば、我々も労側の目線でそちらの現場感というところも理解を深めたく教えていただければ幸いと思います。以上です。

○長谷川部会長

はい、御質問は今後の解決の見込みがついているのかどうかというところと、価格引上げの ハードルというのがあるのかどうかというその 2 点ということ。これは個別ということではな

くて、印象なりということですか。

〇船戸委員

全体感。

〇長谷川部会長

全体感というところで、いかがでしょうか。見込みというところは、まずそういう見込みは どうですかという調査はありますか。

〇古閑委員

調査はしていないです。

〇長谷川部会長

調査はしていないというところなので、数字としてはわからないと。印象ということも、それも特に不明ということですね。

〇佐藤委員

価格転嫁について実際、実施はされますけれども、ただ前回少し公益委員にもお話をさせていただいたんですけれども、半期に一度の合理化提案というものがありますので、結果的にはそういった合理化要求に応えていけば、価格転嫁は消えていくということになります。

〇長谷川部会長

はい。

〇佐藤委員

せっかく転嫁しても、また次の新製品受注の時にまたもとに戻ってしまうような状況が起きますし、あるいは新製品が立ち上がった場合に競争力があるのかないのかと問われてきますと、せっかく価格転嫁ができたものがまた元のベースに戻った段階で相見積を提出することになれば、以前の価格に戻ってしまうということになる状況がもうずっと昔から車の業界は続いていますので、これは将来的に価格転嫁がきくかと言われれば、今一瞬は確かに転嫁されたものですからその部分は我々にとってもメリットにはなりますけれども、これはずっと続くかと言われると我々としてはまず先ほど申しましたように、価格交渉という段階でもとに戻ってしまうので、あまり期待はできないと思っています。

〇船戸委員

ありがとうございます。全体感として努力分と合理化で相殺されるということ が続いていると、なかなかそれが賃上げに結び付きづらい状況にあるとそう理解

しました。

- ○佐藤委員 はい。
- O船戸委員ありがとうございました。
- 長谷川部会長 よろしいでしょうか。他に。

〇松下委員

資料についてお聞きしてよろしいですか。

5ページ目の転嫁率というのは、100円上げてなんぼできましたかというような単純なそんな率ですか。5ページ目の1番上の価格転嫁率とかいてありますが、見ていて自動車というか機械器具って低いんだなと、わかるんですけれど、何の率かなと。

〇古閑委員

読み上げますがいいですか。ここの価格転嫁率ですけれども、1年前の商品、サービスのコストと比較して現在上昇したコスト分を販売価格に転嫁することができたかの割合となっています。

〇小松委員

値上げができた割合みたいな感じですか。

〇松下委員

やった人の数なのかやった額の比率なのか。

〇古閑委員

額になりますよね。

〇小松委員

100円が110円になったら1%という。

〇古閑委員

そうですねコスト 100 円のものが、額になっています。

〇松下委員

あと、黄色のハッチングの部分の会社の数は合計何社でしょう。

〇古閑委員

33 社です。

〇松下委員

33 社の回答だという認識でよろしいですか。

〇古閑委員

そうですね、はい。

〇水野委員

併せてお聞きしてもよろしいですか。

〇長谷川部会長

はい。

〇水野委員

今の33社のうち、最後のいま話題になっている5ページ目の価格転嫁率の回答については、10社しか回答していないということで、3分の1しか回答していないという、事実としてそうという結果。

〇古閑委員

結局そうですね。価格引上げを実現したところが 10 社でしたので、その 10 社を提供したということになります。

〇水野委員

はい、ありがとうございます。

〇長谷川部会長

よろしいでしょうか。

〇松下委員

はい。

〇長谷川部会長

使用者側から何か再度労働者側に質問等はよろしいでしょうか。

(特になし)

〇長谷川部会長

労働者側からの御質問については使用者側の回答で御理解されたということでよろしいですか。はい、ありがとうございます。

双方、前回から金額については変更がないということですね。それでは、一致には至っておりませんので一旦休会をいたしまして、個別の打ち合わせに入りたいと思います。よろしくお願いします。

〇佐藤賃金指導官

各委員の方は控室に御移動していただくことになります。公益代表委員の方は 調整の方よろしくお願いします。

それでは、事務局が御案内いたしますので、労働者代表委員の方から順次御移動をお願いし たいと思います。

(個別の打ち合わせ)

(専門部会再開)

〇長谷川部会長

それでは専門部会を再開いたします。ある程度の時間をとってそれぞれの御意見をお伺いしました。

個別の打ち合わせでのお考えをお伺いしたところですので、今までの内容を踏まえて、最初に主張していただいたところとの違いなり妥協点などの御意見をこの場でお伺いしたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願いいたします。

〇松下委員

まず労側としましては、いろいろデータをとらせていただきましたが、お互いの職場、実態によるものがデータだと思いますので、それに即した結論に近づけていきたいという思いでありますが、今のところ多分大きな隔たりがまだありますので、数字的には 1,097 円。その理由としてはこちらから補足させていただきたいと思います。

〇船戸委員

理由としましては、足元も非常に大事な一方で、将来も見ていきたいと考えています。忘れてはいけないのが政府からも出ている、2030年半ばまでに1,500円の地賃、全国平均で目指していくというところもありまして、このままそこに向けて進んでいくには毎年40円台で地賃が全国平均で引上がっていくんだろうと推測はされます。また、23年から24年にかけて今年ほどの50円の上昇はないにしても、その前年も43円ほど上がっていますし、そのくらいの構えはしておかなければいけないということ。どの道、そういった地賃に引っ張られて上げなければいけないというところがあれば、先に上げることによって人材を少しでも獲得して、今日使用者側の資料でも拝見させていただきました収益力、そういったところも人材不足に起因すると書いていただいていましたので、そういったメリットも養っていくことができるのではなかろうかというところで1,097円と一旦御提出させていただければと思います。

〇長谷川部会長

はい、ありがとうございます。

続きまして、使用者代表委員お願いします。

〇古閑委員

我々の景況調査にもあるとおり、最賃は引上がってはいますけれどもなかなか 賃上げの原資、これの確保に苦慮しているところもありますので、そういった声 を含めて、今後経営に与える影響も大きいというところで、最初に話したとおり 慎重に、より慎重に検討させていただきたいと思います。また次回検討させてい ただいて答えが出たらと思います。

〇長谷川部会長

はい、ありがとうございます。

本日の状況ですけれども、労働者側の御主張としてはこれまでの資料、それから将来を見据 えてというところが更に御主張として加わり、1,097円と御主張されました。

使用者側の御主張は資料を出していただいたように、非常に厳しい状況であるということ、 それから中小企業の実態について状況としてはなかなか兆しが見えないというところを御主張 として、当初の御主張の 1,078 円というところです。

そうしますと、労使双方の御主張には随分と開きがあるということですので、金額にしますと 19 円ということですね、19 円の開きがあるということで合意に至りませんでした。更に審議を重ねたいと思いますので、双方の打合せでの御意見に更に御検討をいただいて、第3回目を開催し、継続審議とさせていただきます。よろしくお願いします。

労使双方それでよろしいでしょうか。

(労使に確認)

〇長谷川部会長

はい。そうしますと次回は3回目ということになります。そこで双方の御意見を頂戴して、できれば全会一致となるような結審を目指していきたいと思いますけれども、まずは円滑な協議ということで、我々公益としても最終の結論に向けて最大限の努力をしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次回に向けて、資料の提出等ございましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。 直前ということになりますとなかなか検討も難しいので、できれば早期に出していただけます と非常にありがたいです。これは希望ですのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議題(2)「その他」ですけれども、各委員の方から何かありますでしょうか。

〇松下委員

はい、1点。いま部会長がおっしゃったとおり、円滑に進めていきたいと思っておりますので、もし当日聞きたいことがありましたら、事前にお投げして答えていただくということをしてよろしいでしょうか。聞きたいことを事前にお伝えしておくという意味ですけれども。

〇長谷川部会長

使用者側に対してということですか。

〇松下委員

そうです、こんなことが知りたいということがありましたら、事前にお投げすることは可能 でしょうか。

〇佐藤賃金指導官

メールをいただいて、向こうに投げかけて当日3回目の時に御回答できるように準備をしてもらうということですか。

〇松下委員

そうです。よろしいでしょうか。

〇佐藤賃金指導官

はい、よろしいですよ。

〇古閑委員

答えられる範囲内であればですけれども、どんな内容かちょっと。

〇佐藤賃金指導官

いちおう質問をいただいて、その質問を 3 名の方にお流ししますので、とりあえずそれをこちらから流すという手筈で動きたいと思います。

〇松下委員

ありがとうございます。

〇長谷川部会長

それを受け取ってどういう対応をされるかは、双方にお任せをします。

そういうことでよろしいでしょうか。前向きな議論のためということで伺います。よろしく お願いします。他にはよろしいでしょうか。

事務局から何か連絡事項等ありましたらよろしくお願いします。

○鈴木主任賃金指導官

次回、3回目が10月9日(水)午後3時30分から、本日と同じ北大会議室で開催させていただきますので、御参加の方、よろしくお願いいたします。以上です。

〇長谷川部会長

ただ今の事務局からの連絡に対して、特に御質問等ございませんか。

それでは、本日の審議を終了いたします。長時間にわたりまして恐縮でございます。御協力、 ありがとうございます。また、次回よろしくお願いいたします。

(令和6年10月1日) 第2回 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録